

商品概要説明書
スーパー定期貯金＜単利型＞

令和8年4月1日

1.商品名	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金 (愛称：「退職金特別定期貯金」)
2.販売対象/条件	<ul style="list-style-type: none"> 組合員資格を持つ個人とします。 退職後3年以内の方で、退職金の入金に限ります。 ご退職を確認できる資料を提示していただきます。 (退職所得の源泉徴収票・雇用保険被保険者離職票等) 退職金は一時金とし、退職年金は対象外となります。 定期貯金の額は退職一時金の額までとします。
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年間(自動継続)
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)その他	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 100万円以上1,000万円未満 1円単位 ATM、インターネットバンキングでの取り扱いは出来ません。
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 下記のお取引項目2項目以上満たした方： 店頭表示の利率に、0.40%上乗せした利率を満期日まで適用します。 下記のお取引項目2項目を満たしていない方： 店頭表示の利率に、0.25%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ＜取引項目(新規・既存取引可)＞ ①年金(予約含む)、②JAカード、③NISA口座、④投資信託(つみたて) ※自動継続後の適用利率は、継続時のスーパー定期貯金の店頭表示利率となります。 ※他の利率優遇商品との利率上乗せによる併用(同時適用)はできません。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 6か月未満 解約日における普通貯金利率。 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
10.貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融 共済部(電話：049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対 処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談 所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、 上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲 裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出くだ さい。)
12.その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 原則期限前の解約はできません。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野

商品概要説明書
大口定期貯金

令和8年4月1日

1.商品名	<ul style="list-style-type: none"> 大口定期貯金 (愛称:「退職金特別定期貯金」)
2.販売対象/条件	<ul style="list-style-type: none"> 組合員資格を持つ個人とします。 退職後3年以内の方で、退職金の入金に限ります。 ご退職を確認できる資料を提示していただきます。 (退職所得の源泉徴収票・雇用保険被保険者離職票等) 退職金は一時金とし、退職年金は対象外となります。 定期貯金の額は退職一時金の額までとします。
3.期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年間(自動継続)
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)その他	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1,000万円以上 1円単位 ATM、インターネットバンキングでの取り扱いは出来ません。
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 下記のお取引項目2項目以上満たした方: 店頭表示の利率に、0.50%上乗せした利率を満期日まで適用します。 下記のお取引項目2項目を満たしていない方: 店頭表示の利率に、0.25%上乗せした利率を満期日まで適用します。 <取引項目(新規・既存取引可)> ①年金(予約含む)、②JAカード、③NISA口座、④投資信託(つみたて) ※自動継続後の適用利率は、継続時の大口定期貯金の店頭表示利率となります。 ※他の利率優遇商品との利率上乗による併用(同時適用)はできません。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。
9.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。なお、次の(1)および(2)の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 (1) 次の預入期間に応じた利率 <ul style="list-style-type: none"> 6か月未満 解約日における普通貯金利率 6か月以上1年未満 約定利率×50% (2) 次の算式により計算した利率 (基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 約定利率 — $\frac{\text{基準利率} - \text{約定利率}}{\text{預入日数}}$ (注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
10.貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：049-227-6280）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 • 紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
<p>12.その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原則期限前の解約はできません。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野